

大太鼓の館改修基本設計業務

公募型プロポーザル審査要領

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

大太鼓の館改修基本設計業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、大太鼓の館改修基本設計業務の契約候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めるものである。

2 審査対象者

審査は、次の事項をすべて満たす者を対象に行なう。

- (1) 別紙「大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3 審査方法

- (1) 審査は、一次を書類による審査、二次をプレゼンテーションによる審査とし、一次審査による合計点数の上位 5 者程度を一次審査通過者として二次審査を実施する。
- (2) 一次審査及び二次審査は、本市職員及び外部学識経験者で構成する、大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）により構成される審査委員会で行う。
- (3) 一次審査にあたっては、提出された業務実績調書等の内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (4) 二次審査にあたっては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (5) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を契約候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が 2 者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員の投票により 1 者を選定する。なお、一次審査の点数は含まないものとする。
- (6) 契約候補者が辞退した場合、または契約候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を契約候補者として選定する。
- (7) プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 15 分程度、質疑応答 20 分程度」とする。

4 審査基準

(1) 一次審査

提出された書類について、別添 1「大太鼓の館改修基本設計業務 契約候補者選定に係る評価基準」の（1）に掲げる評価項目及び評価基準に従い審査する。

(2) 二次審査

審査委員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添 1「大太鼓の館改修基本設計業務 契約候補者選定に係る評価基準」の（2）に掲げ

る評価項目及び評価の基準に従い評価を行う。

5 最低基準点

契約候補者への業務発注が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

(1) 最低基準点は、総得点の満点の6割とする。

(2) 最低基準点を下回る企画提案事業者については、契約候補者としない。

大太鼓の館改修基本設計業務
契約候補者選定に係る評価基準

(1) 一次審査

No.	評価項目	主な評価の視点	配点
1	業務実績	・過去 10 年間に、国または地方公共団体が発注した、国土交通省告示第八号(令和 6 年 1 月)別添二第十二号(第 2 類)に分類される建築物の新築または増改築における「基本設計業務」業務実績	5

※ 他社と比較して独創性のある実績の評価点とする。

※ 提出された業務実績調書(様式 3) 毎に審査し、審査の合計得点を提出件数で割った点数を評価点とする。

■ 評価基準

基準	評価	得点
独創性	非常に優れている	5
	優れている	4
	普通	3
	やや劣っている	2
	劣っている	1

(2) 二次審査

No.	評価項目	主な評価の視点	配点	加重倍率
1	目的・方針の妥当性	・業務仕様書に沿った内容となっているか。 ・視点や方向性が「大太鼓の館」等との整合性がとれているか。 ・安全かつ快適に利用できる施設環境を実現するための提案が示されているか。 ・環境負荷の低減と持続可能な運営を実現するための提案が示されているか。 ・施設等の改修に係るコスト削減の工夫が示されているか。 ・隣接する道の駅棟との連携に関する提案が示されているか。 ・多言語対応についての工夫が示されているか。	5	2.0
2	業務実施体制と配置予定技術者の能力	・配置予定技術者の資格、実績、専門性があるか。	5	1.0
3	展示表現力	・「世界一の太鼓の迫力を体感する」という核となる展示を具現化する独創的な提案が示されているか。 ・国内観光客をはじめ、外国人観光客にも認知度向上や誘客促進に結びつくと考えられる工夫が示されているか。 ・来館者が繰り返し訪れたいような工夫が示されているか。	5	4.0
4	展示構成力	・本市の歴史・文化の魅力を最大限に引き出す展示の工夫が示されているか。 ・デジタル技術の活用など、入館者の好奇心や期待感を裏	5	4.0

		切らない展示設備を取り入れた工夫が示されているか。 ・来館者による演奏等の体験やワークショップ等の参加に配慮した動線・スペースの確保についての提案が示されているか。		
5	保存・活用	・現在の展示の課題と改修後に求められる役割や機能などを踏まえた展示改修について示されているか。 ・大太鼓等の文化財を劣化から守る工夫が示されているか。	5	4.0
6	事業費・工程への配慮	・コスト削減に向けた具体的な工夫が示されているか。	5	4.0
7	地域貢献	・市内に本店等を有する事業者との共同企業体編成など、地域経済への貢献が期待できる体制となっているか。	5	1.0
合計			100	

※ 加重倍率は、評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100 点満点）とする。

■評価基準

評価	得点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

※ 評価項目「地域貢献」については、本市に本店または主たる営業所を有する単体企業または構成員に含む共同企業体である場合は、5点を加点する。